

# 「真実」と「適正手続」の現代的意味

武井 康年

1 刑事訴訟手続における「真実」	77
2 社会が裁判に求めるもの—裁判における真実の持つ現代的意味	
(1) はじめに	80
(2) 社会は裁判に「何」を求めているか	80
(3) 刑事裁判において何より大切なものの	81

## 1 刑事訴訟手続における「真実」

刑事訴訟法1条は「この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障を全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現する事を目的とする」と規定し、弁護士職務基本規程5条は「弁護士は、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行うものとする」と規定する。

これらの規定にいうところの「事案の真相」「真実の尊重」とは刑事弁護にあってはどのような意味を持つのであろうか。

わが国における刑事裁判の構造から考えた場合、裁判は証拠によって事実が認定され（刑事訴訟法317条）、また「違法収集証拠排除の原則」から、「適法に取り調べられた証拠」によって事実が認定されることとされている。

したがって、弁護人にとっての「真実」（刑事弁護における真実）とは、適法に取り調べられた証拠によって認定できる事実（「訴訟法的真実」）が真実であるというべきである。

これに対し、これら規定にいうところの「真実」「真相」とは、「絶対的真

実」「神のみぞ知る真実」を指すかのような主張がなされることがある。

はたしてそうであろうか。

国家も大衆も「魔女」であると感じたとしても「魔女」である証拠がなければ「火炙り」にされてはならない。仮に神の目からも「魔女」であったとしても、また『アドリエンヌ』が空を飛び悪魔の宴に参加し、悪魔と交接したと自白したとしても、客観的証拠無しには「火炙り」は許されてはならない。

「真実」を「実体的真実」とし、実体的真実が究明されることこそが正義であるとして、実体的真実の発見のため「拷問」が許容され、人権が侵害されてきた歴史に対する反省から、近代的法制度が整備され、刑事手続に弁護人を必須のものとして取り入れた現在の刑事手続にあっては、最も優先されるべきは「適正な手続」であり、「適正な手続」を経て取り調べられた証拠に基づいて認定できる事実を「真実」と認識する以外にはないこととなったと言うべきである。

法廷にあらわれていない弁護人のみが知っている「事実あるいは証拠」によれば、被疑者・被告人は有罪であると言えるような場合にも、かかる証拠が法廷において適法に取り調べられていない以上、刑事手続上の真実は無罪である。

かかる意味において、現在の我が国の刑事訴訟においては、「適正手続」の保障の前に「実体的真実」の発見は放棄されているといつても過言ではないのではなかろうか。

刑事訴訟法 319 条 1 項は、拷問などの結果得られた自白を証拠から排除するが、これにとどまらず、2 項は、自白が唯一の証拠である場合には有罪とされないとしている。

「実体的真実」は「神」と「犯人」が最もよく知る。「自白は証拠の王」と言わされた所以である。「実体的真実」の発見を放棄していないというのであれば、「虚偽自白」の温床と考えられる拷問などから得られた自白を排除

するのみで足りるであろう。刑事訴訟法はこれにとどまらず、唯一の証拠が自白である場合には有罪としないとまで宣言していることからすれば、もはや「適正手続の尊重」の前に「実体的真実」の発見を放棄していると言わざるをえないであろう。

こう考えることが許されるとするならば、「訴訟法的真実」は、適正手続が尽くされた後に初めて構築・発見されるものであると言うべきであって、手続が進行中に所与の前提として存在しているものではないので、手続途中において「真実義務」から弁護人の行動が規制されると考えることは背理である。

かかる考え方は、弁護士職務基本規程の制定過程においても認識され、これを取り入れた方向（前記議論がすべて正当に取り入れられたものではなく、なお旧態依然とした真実論の残滓を残した上であるが）での制定がなされている。

すなわち、廃止前の弁護士倫理は、その4条において弁護士の信義誠実義務を掲げるとともに、これとは別に7条において「弁護士は勝敗にとらわれて真実の発見をゆるがせにしてはならない」と定めていた。これに対し、2004年11月制定された弁護士職務基本規程においては、その5条（信義誠実）において、「弁護士は、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行うものとする」と、「真実義務」に関する条項に大きな変更を加えている。これは、弁護士が信義誠実義務を遂行するにあたり、真実を尊重しなければならないと定めることにより、かつて独立した義務とされていた「真実義務」を「信義誠実義務」に収斂させたものであり、依頼者（刑事事件にあっては被疑者・被告人）に対する「信義誠実義務」を尽くすための「真実の尊重」であることが明らかにされたと言えよう。換言すれば「弁護士は、依頼者に対する誠実義務に反しない限りにおいて真実義務を負う」とも言えるのではなかろうか。

## 2 社会が裁判に求めるもの

### —裁判における真実の持つ現代的意味—

#### (1) はじめに

大野正男元最高裁判所判事は、「裁判にとって真実は、何より大切な前提であり、真実を前提としない裁判は、あらゆる不正より、一層不正である。われわれの社会が、裁判所を社会の平和と人権を維持する機関として承認する以上、真実の追究は不可欠である。ここまで誰しも認めるところである。」と述べる（「社会の中の裁判」有斐閣 283 貢）。

そして、真実を追究する手段として、糾問主義と当事者主義が存し、糾問主義の持つ危険性を指摘し、我が国の刑事手続では公判において手厚く当事者主義をとっているものの、これが有効に機能しているとは言い難いとしている。

大野元判事の「裁判にとって真実は大切である」との指摘は正しい。しかし、はたして「何より大切」であり、「真実の追究は不可欠である」と断定できるであろうか。

現行刑事訴訟法が採用している「当事者主義」は「真実発見」の手段にすぎないものであろうか。

#### (2) 社会は裁判に「何」を求めているか

人間が形成する社会の中にあっては、紛争あるいは犯罪が不可避のものとして存在し、これを放置することは社会の崩壊を招くため、その生命維持装置として裁判制度が必要とされる。

したがって、この生命維持装置は社会の崩壊が避けられる結果を社会に提供できなければならない。

社会が崩壊しないですむ結果とは、その社会を構成する人間が、裁判によって「正義」が実現されたと「納得」することが必要である。

そして、「真実」を前提とした解決がなされたとき「正義」が実現されたと「社会」が「納得」することが多いという意味においては、大野元判事の指摘は正しいというべきである。

歴史上、「正義」の実現は「物理的力」を前提にし、あるいは「宗教的權威」により実現された時代があり、かかる力あるいは權威を前提とした解決は、人間としての尊厳を損なうことが体験された結果、普遍的価値を顯わすものとして「真実」がこれに替わることとなった。

しかし、「真実」は、人間の営む社会生活の中にあっては、その言葉 자체の持つ普遍性、一義性とは裏腹にそれほど明確なものではない。また、「真実の追究」には拷問などの人権侵害の危険性が潜んでいる。

これらの歴史的教訓、哲学的・文学的考察を経て、現在の社会は「真実を前提とした裁判」＝「正義の実現」＝「社会の納得」という図式のみを唯一無二のものとは捉えていないのではなかろうか。

「適正な手続を前提とした裁判」がなされれば、仮に真実とは異なる結果がもたらされたとしても、「正義の実現」がなされたとして「社会が納得」するという図式も、現代社会は容認していると言うべきである。

### (3) 刑事裁判において何より大切なものの

人間社会の生命維持装置としての裁判制度にとり、「何より大切な」のは当事者および社会の「納得」である。純粹理論的には、かりに裁判により真実が発見されたとしても、その発見過程に社会が納得しなければ、そのような裁判制度は社会の生命維持装置としての役割を果たし得ない。かかる意味において、大野元判事の「裁判にとって真実は、何より大切な前提であり、真実を前提としない裁判は、あらゆる不正より、一層不正である。」との指摘は、かりに真実が発見されない場合があるとしても適正な手続を保障するためにはやむを得ないとの現代社会の認識を捨象するものである。

「真実」を「正義の実現」の前提に置き、これを唯一無二のものとするこ

## 82- 「真実」と「適正手続」の現代的意味（武井）

とは、人間が社会生活を営み始めた当初より存在した裁判にとり、人権侵害がなされることを防ぐために有益であったことは、歴史的に紛れもない事実である。しかしながら、人間の叡智は「真実」の不確実性、不可視性から「正義の実現」の前提に「真実」のみをおくことに懐疑的となり、現在では「正義の実現」の前提に「適正手続」を置くことを容認している。また、近い将来においては「真実」に代わるものとしての地位を与える可能性もあると言うべきであろう。

現在の日本の刑事裁判にあっては、適正手続の要請の前に真実追究の要請は譲歩せざるを得ないと言うべきであって、すでに「真実を前提とすることが何より大切」ではなく、「適正手続が保証されることが何より大切」という社会認識に達していると言うべきである。